

訪 問 看 護 契 約 書



株式会社 VISIT
東京都江戸川区船堀 2-21-8-002F
ぱれっと訪問看護リハビリステーション
TEL 03-5878-1943
FAX 03-5878-1944
代表取締役 保坂広

様（以下、「利用者様」と言います）株式会社 VISIT ぱれっと訪問看護リハビリステーション（以下、「ぱれっと」と言います）は、ぱれっとが利用者に対し行う居宅サービスについて、次の通り契約します。

第1条（サービスの目的及び内容）

ぱれっとは、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、次の介護給付・介護予防の対象となるサービスを提供します。

- ① 訪問看護、訪問リハビリテーション ② 介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション
上記サービスのうち ① ② のサービスを提供します。

第2条（契約の期間）

- 1、この契約の期間は、令和 年 月 日から要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2、上記契約期間終了日の7日前までに、利用者からぱれっとに対し、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅サービス計画書等）

- 1、ぱれっとは、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って必要となる「訪問看護計画」又は「訪問リハビリテーション計画」を作成し、この内容を利用者及びその家族に説明します。
- 2、ぱれっとは、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更などの対応を行います。
- 3、ぱれっとは、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は、速やかに介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（利用者の解約権）

利用者は、ぱれっとに対して、サービス提供7日前までに通知することにより、料金を負担することなくサービスを解約することが出来ます。

第5条（事業所の解約権）

利用者及びその家族などが、暴言、暴力、セクシャルハラスメント等ぱれっとに対し本契約を継続し難い不信行為により、契約の継続が困難と判断した場合は、その理由により、この契約を解約することができます。またスタッフの退職・移動等によるマンパワー不足の際も解約することができます。ぱれっとは居宅サービスを作成した介護支援専門員に連絡します。

第6条（契約の終了）

次のいずれかの事由に該当した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1、第4条の規定により利用者から解約の意思表示がなされた場合。

2、第5条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた場合。

3、次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった場合。

- 1) 利用者が介護保健施設や医療施設に入所した場合。
- 2) 利用者について要介護認定区分が非該当と認定された場合。
- 3) 利用者が死亡または被保険者資格を喪失した場合。
- 4) 利用者のご都合により3ヶ月お休みした場合。

ただし、訪問看護再開時に曜日時間変更はありえますのでご了承のほどお願いします。

第7条（秘密保持）

ぱれっとは、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、公的統計の資料または学術上の資料にする場合は、予め相手方の承諾を得たときは、必要な情報の提供をしても責任を問われることはありません。

第8条（賠償責任）

ぱれっとは、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第9条（苦情対応）

- 1、利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には苦情を申し立てることができます。
- 2、ぱれっとは、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3、ぱれっとは、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由としてなんらの不利益な扱いをすることはありません。

第10条（信義誠実の原則）

- 1、利用者及びぱれっとは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2、この契約に定めのない事項については、介護保険法令等の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上の契約を証するため、本書を作成し、利用者、ぱれっとが署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

代理人 (代理人を選任した場合) (続柄)

住所
氏名 印

契約者 住所 東京都江戸川区船堀 2-21-8-002F
株式会社 VISIT

代表取締役 保坂広

事業者番号 1362390658

同意書

個人情報保護規定に基づき、医療保険・介護保険による訪問看護・リハビリ
利用に同意し、必要時、サービス提供者会議に出席する時や、医療保険使用時は
区の保健福祉課に情報を提供する事に同意します。

又、受診 入院時など医療機関と相互に情報を提供し合う事に同意します。

印

訪 問 看 護 サ ー ビ ス 説 明 書

1、サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は、利用者の居宅(自宅)において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は必要な診察の補助を又、「訪問リハビリ」は、心身の機能の維持回復を行うサービスです。
- (2) サービスは、別途の「訪問看護リハビリ計画書」に沿って計画的に提供します。

2、サービス提供の記録等

- (1) ぱれっとは、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (2) ぱれっとは、サービス提供の状況、目標達成の状況等についての記録を作成し、契約終了後2年間はこれを保存します。
- (3) 利用者は、ぱれっとの運営期間内に、利用者に関するサービス提供記録書等を閲覧することができ、実費負担によりその写しの交付を受けることができます。

3、サービス提供責任者等

- (1) サービス提供の責任者(管理者)は、次のとおりです。
氏名： 木内 勇斗
連絡先：(電話) 03-5878-1943

4、利用者負担金

- (1) 利用者の方からいただく利用者負担金は医療・介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (2) 医療・介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。
(医療・介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。)
- (3) 利用者負担金は、翌月26日までに自動引き落としでお支払いいただきますので、宜しくお願い致します。

5、キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先：03-5878-1943 ぱれっと訪問看護リハビリステーション
03-5878-1943 ぱれっと訪問看護リハビリステーション船堀ちゃいんど
03-6638-6296 ぱれっと訪問看護リハビリステーション篠崎
03-5849-5982 ぱれっと訪問看護リハビリステーション綾瀬
03-5849-3664 ぱれっと訪問看護リハビリステーションちゃいんど
03-5856-0942 ぱれっと訪問看護リハビリステーション亀有
03-5678-9840 ぱれっと訪問看護リハビリステーション新小岩
03-6715-0612 ぱれっと訪問看護リハビリステーション武蔵新田

- (2) 利用者の都合でサービスをお休みする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは次のキャンセル料 2000 円/回を申し受けることとなりますので、ご了承ください。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料は不要です。)

6、利用者負担金及び滞納

- (1) サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載する通りとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決られているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- (2) ぱれっとは当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、利用者にご送付します。
- (3) 利用者は、契約書別紙に定める利用単位ごとの料金を基に計算された、月ごとの合計額の支払となります。
- (4) 利用者は、請求書がお手元に届き次第、ステーションの定める方法でお支払ください。利用者が適正な理由なく、支払うべく利用者負担金を滞納した場合は、契約を解除する旨の勧告をすることが出来ます。
- (5) 前項の勧告をしたときは、ぱれっとは居宅サービス計画を作成した介護支援専門員と協議し、サービス計画の変更、介護保険以外の公的サービスの利用などについて必要な調整を行うよう要請します。
- (6) 利用者の都合で、契約時間が延長した場合は、30 分単位で保険外（自費）の支払となります（3500 円/30 分）

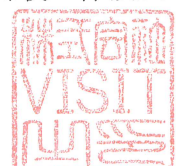
7、その他

(ア) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① サービス提供者等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承下さい。
- ② サービス提供者等は、医療・介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ サービス提供者等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 予定された職員が病欠などで訪問できない場合は、別のスタッフが代行させていただきます。

サービス提供にあたり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日
東京都江戸川区船堀 2-21-8-002F
ぱれっと訪問看護リハビリステーション
株式会社 VISIT
代表取締役 保坂広



訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護・リハビリテーション、若しくは介護予防訪問看護・リハビリテーション(以下「訪問看護」という。)

の提供開始にあたり、厚生省令第37号8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 VISIT
所在地	〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-21-8-002F
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役 保坂広
電話番号	03-5878-1943

2. ご利用事業所

事業所名称	ぱれっと訪問看護リハビリステーション ぱれっと訪問看護リハビリステーション船堀ちやいんど ぱれっと訪問看護リハビリステーション篠崎 ぱれっと訪問看護リハビリステーション綾瀬 ぱれっと訪問看護リハビリステーションちやいんど ぱれっと訪問看護リハビリステーション亀有 ぱれっと訪問看護リハビリステーション新小岩 ぱれっと訪問看護リハビリステーション武蔵新田
指定番号	1362390658
所在地 電話番号	〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-21-8 2階 電話 03-5878-1943 〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-21-8 1階 電話 03-5878-1943 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町 6-8-7 第二平野ハイツ 2階 電話 03-6638-6296 〒120-0005 東京都足立区綾瀬 3-14-6 ルミエール綾瀬 301A 電話 03-5849-5982 〒120-0005 東京都足立区綾瀬 3-14-6 ルミエール綾瀬 301B 電話 03-5849-3664 〒125-0061 東京都葛飾区亀有 5-19-5 RAFFINE 石蔵 1F-B 電話 03-5856-0942 〒124-0024 東京都葛飾区新小岩 1-35-10 新小岩不二ビル 1A 電話 03-5678-9840 〒146-0093 東京都大田区矢口 1-16-3 イソベビル 3階 電話 03-6715-0612

3. 事業の目的・運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーション(以下、事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、必要ときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努める。

4. ご利用事業所の職員体制

職 種	計
管理者(看護師)	1
看護師	31
理学療法士	15
作業療法士	15
言語聴覚士	5
事務員	6

5. 営業地域: 江戸川区 足立区 葛飾区 大田区

6. 利用料

基本利用料として健康保険法または老人保健法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。

利用者は、ぱれっと訪問看護リハビリステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、

サービスを提供する上で別途必要になった費用(自費)を支払います。

7. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡します。

8. 予定していたスタッフが急に訪問できなくなった場合(急病や冠婚葬祭時で対応の変更、やむを得ずお休みをしなければならなくなった時)の措置として、連絡し可能な限り振替えるか他の者が訪問します。

9. 個人情報保護規定について

(1)目的

この規定は個人情報の保護に関する法律に準拠し事業所が取り扱う個人情報の取得、管理及び利用を適正に行い、情報の流出を防止し個人の権利・利益の保護に努めるとともに、事業所の円滑な運営を図ることを目的とします。

(2)利用目的

事業所は、法令に定められている場合等を除き、利用者や家族等の同意を得ることなく、個人情報の第三者提供を行いません。個人情報は、次に掲げる目的のために必要な最小限の範囲において利用、提供します。

- ① 利用者に円滑なサービス提供をするために必要な場合
- ② 利用者の居宅サービス計画及び介護計画の立案、作成及び変更のために必要な場合
- ③ カンファレンスやその他サービス事業所との情報共有及び連絡調整等に必要な場合
- ④ 利用者が介護保険又はそれ以外のサービスを希望され、主治医の意見を求める必要のある場合
- ⑤ 利用者の緊急時や容態の変化等に伴い、家族等、医療機関及び行政機関等に連絡を要する場合
- ⑥ 行政機関の指導又は調査を受ける場合
- ⑦ 公的統計の資料または学術上の資料を作成する場合
- ⑧ 社内研修や症例検討のための資料として利用する場合

(3)法令・規範への対応

当事業所は、個人情報の取扱いにおいて、個人情報の保護に関する法令、主務官庁のガイドラインおよびその他の規範を遵守します。

10. 賠償責任について

当事業所は、公益財団法人日本訪問看護財団のあんしん総合保険に加入しております。

11. 社会情勢及び天災

- (1) 社会情勢の急激な変化、自身、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ぱれっとの義務履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、自身、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ぱれっとの義務履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

12. 衛生管理について

ぱれっとは、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

2 ぱれっとは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 虐待防止の取り組みについて

ぱれっとは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 ぱれっとは、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

3 ぱれっとは、原則として利用者に対する身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止します。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合は次のとおりとします。

- (1) 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急でやむを得ず身体拘束を行う場合は、虐待防止委員会を中心に十分に説明を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとします。
- (2) 身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

14. ハラスメント防止の取り組みについて

- (1) ぱれっとは、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。また、利用者又はそのご家族等からのハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) ぱれっとは、ハラスメント防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。

15. 業務継続計画の策定等について

- (1) ぱれっとは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るため、計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に伴い必要な措置を講じるものとします。
- (2) ぱれっとは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施するものとします。
- (3) ぱれっとは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

16. 苦情申し立て窓口 受付時間:9時~16時

- ① 〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-21-8 2階 電話 03-5878-1943
〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-21-8 1階 電話 03-5878-1943
〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町 6-8-7 第二平野ハイツ 2階 電話 03-6638-6296
〒120-0005 東京都足立区綾瀬 3-14-6 ルミエール綾瀬 301A 電話 03-5849-5982
〒120-0005 東京都足立区綾瀬 3-14-6 ルミエール綾瀬 301B 電話 03-5849-3664
〒125-0061 東京都葛飾区亀有 5-19-5 RAFFINE 石蔵 1F-B 電話 03-5856-0942
〒124-0024 東京都葛飾区新小岩 1-35-10 新小岩不二ビル1A 電話 03-5678-9840
〒146-0093 東京都大田区矢口 1-16-3 イソベビル 3階 電話 03-6715-0612

②利用者の住まいの区役所

江戸川区役所:江戸川区中央 1-4-1 電話 03-3652-1151 葛飾区役所:葛飾区立石 5-13-1 電話 03-3695-1111
足立区役所:足立区中央本町 1-17-1 電話 03-3880-5111 大田区役所:大田区蒲田 5-13-14 電話 03-5744-1111

③東京都 国民健康保険団体 連合会 相談指導課

所在地:千代田区飯田橋 3-5-1 電話 03-6238-0177

訪問看護・リハビリテーション、若しくは介護予防訪問看護・リハビリテーションの提供を開始するにあたり利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者:ぱれっと訪問看護リハビリステーション

所在地:〒134-0091 東京都江戸川区船堀 2-21-8-002F

氏名 保坂 広



私は本書面により事業者から訪問看護・リハビリテーション、若しくは介護予防訪問看護・リハビリテーションの利用に際し重要事項の説明を受けました。

ご利用者様 住所

氏名

印

ご家族(代理人)様 住所

氏名

印

令和 年 月 日

訪問看護料金表(介護保険)

2024年6月1日

※法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割です
 ※料金は毎月初から数えさせていただきます

ぱれっと訪問看護リハビリステーション

訪問看護費	1回あたりの所要時間	単位数	利用料(円)			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師による訪問	30分未満	471	5,369	537	1,074	1,611
	30分以上1時間未満	823	9,382	939	1,877	2,815
	1時間以上1時間30分未満	1128	12,859	1,286	2,572	3,858
理学療法士等による訪問	40分	588	6,703	671	1341	2011
	60分	795	9,063	907	1813	2719

- * 同一建物に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
- * 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増
- * 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増

【その他加算】	1回あたりの所要時間	単位数	利用料(円)			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ) 看護師2名	30分未満 1回につき	254	2,895	290	579	869
	30分以上 1回につき	402	4,582	459	917	1,375
複数名訪問加算(Ⅱ) 看護師・補助者	30分未満 1回につき	201	2,291	230	459	688
	30分以上 1回につき	317	3,613	362	723	1,084
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,420	342	684	1,026
緊急時訪問看護加算	1月につき	600	6,840	684	1,368	2,052
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500	5,700	570	1,140	1,710
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250	2,850	285	570	855
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,840	684	1,368	2,052
ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	28,500	2,850	5,700	8,550
初回加算	1月につき	300	3,420	342	684	1,026
		350	3,990	399	798	1,197
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,850	285	570	855
口腔連携強化加算	1月につき	50	570	57	114	171

【その他】

自費サービス : 3500円/30分、6500円/60分
エンゼルケア料 : 20000円 (材料費5000円含)

訪問看護料金表(予防介護保険)

2024年6月1日

※法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割です
 ※料金は毎回月初から数えさせていただきます

ぱれっと訪問看護リハビリステーション

訪問看護費	1回あたりの所要時間	単位数	利用料(円)			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師による訪問	30分未満	451	5,141	515	1,029	1,543
	30分以上1時間未満	794	9,051	906	1,811	2,716
	1時間以上1時間30分未満	1090	12,426	1,243	2,486	3,728
理学療法士等による訪問	40分	568	6,475	648	1295	1943

- * 同一建物に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減
- * 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増
- * 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増

【その他加算】	1回あたりの所要時間	単位数	利用料(円)			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(I) 看護師2名	30分未満 1回につき	254	2,895	290	579	869
	30分以上 1回につき	402	4,582	459	917	1,375
複数名訪問加算(II) 看護師・補助者	30分未満 1回につき	201	2,291	230	459	688
	30分以上 1回につき	317	3,613	362	723	1,084
長時間訪問看護加算	1回につき	300	3,420	342	684	1,026
緊急時訪問看護加算	1月につき	600	6,840	684	1,368	2,052
特別管理加算(I)	1月につき	500	5,700	570	1,140	1,710
特別管理加算(II)	1月につき	250	2,850	285	570	855
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,840	684	1,368	2,052
ターミナルケア加算	死亡月につき	2500	28,500	2,850	5,700	8,550
初回加算	1月につき	300	3,420	342	684	1,026
		350	3,990	399	798	1,197
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	2,850	285	570	855
口腔連携強化加算	1月につき	50	570	57	114	171

【その他】

自費サービス：3500円/30分、6500円/60分
エンゼルケア料：20000円(材料費5000円含)

